

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和7年3月28日(金) 午前9時30分から午前10時25分
会議場所	糸魚川市役所 2階201・202会議室
出席委員	【農業委員（出席15名、欠席4名）】 ・出席委員：1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、3番 大島博委員、4番恩田正平委員、5番近藤栄樹委員、6番松本秀夫委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番斉藤正機委員、16番川合次夫委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員 ・欠席委員：9番加藤政人委員、10番猪又正巳委員、11番福田幸生委員、17番松澤正善委員 【農地利用最適化推進委員（出席要請有、出席17名、欠席1名）】 ・出席委員：2番加藤保委員、3番石塚明夫委員、4番原仁志委員、5番相澤厚夫委員、6番齊藤嘉一委員、7番猪又則雄委員、8番池原栄一委員、9番山岸寛幸委員、10番田上浩和委員、11番中村芳仁委員、12番池亀健一委員、13番山本民男委員、14番利根川保雄委員、15番梶立力委員、16番土澤健一委員、17番竹内富男委員、18番小川博嗣委員 ・欠席委員：1番杉倉正委員 （以上、出席32名）
出席職員	農業委員会事務局 星野局長、井上次長、小島係長（書記）、林主査、伊藤主査
説明等のため 出席した者の 職氏名	
署名委員	議長
	6番 委員
	12番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地の休耕及び増反届について
No.107～No.116 10件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.142～No.145 4件

日程第3 付議事項

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3022～No.3023 2件

議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
No.4001 1件

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5024 1件

議第4号 農用地利用集積計画案について
No.898～No.1088 191件

議第5号 農用地利用集積等促進計画案について
No.23～No.27 5件

日程第4 その他

- 1 令和7年度糸魚川市農業委員会運営方針（案）について
- 2 令和7年度最適化活動の目標設定等（案）について
- 3 農地利用状況調査に基づく非農地判断について
- 4 次回農業委員会定例会の日程について
4月30日(水) 9時30分開会 市役所2階201・202会議室

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	農業委員会を開催させていただきます。 本日の欠席通告委員は、9 番加藤政人委員、10 番猪又正巳委員、11 番福田幸生委員、17 番松澤正善委員の 4 名と農地利用最適化推進委員の 1 番杉倉正委員です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 日程第 1＝議事録署名委員の指名について
議長	日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕 異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、6 番松木秀夫委員、12 番井上二郎委員を指名いたします。 日程第 2＝報告事項
議長 林主査	<報告第 1 号 農地の休耕及び増反届について> 報告第 1 号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 報告いたします。1 頁をご覧ください。 107 番下早川・上早川地区、砂場・西谷内地内の 29 筆 10,940.91 m² については、労力不足のため休耕するものです。 108 番下早川地区、日光寺地内の 4 筆 1,771 m²については、労力不足のため休耕するものです。 109 番上早川地区、越、宮平、中野、中林地内の 15 筆 5,639 m²については、労力不足のため休耕するものです。 110 番上早川地区、中林地内の 1 筆 166 m²については、労力不足のため休耕するものです。

	111 番上早川地区、大平地内の6筆2,496㎡については、労力不足のため休耕するものです。 112 番上早川地区、大平地内の1筆2,114㎡については、耕作に不便なため休耕するものです。 113 番上早川地区、大平地内の4筆1,646㎡については、労力不足のため休耕するものです。 114 番西海地区、田中地内の2筆1,541㎡については、労力不足のため休耕するものです。 115 番西海地区、水保地内の5筆1,405㎡については、労力不足のため休耕するものです。 116 番西海地区、真光寺地内の2筆1,808㎡については、労力不足のため休耕するものです。 以上で説明を終わります。
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。
議長	<報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。
林主査	報告いたします。議案の5頁をご覧ください。 142 番、下早川地区、東海・堀切地内の2筆3,962㎡については、農地の利用調整により、他の方へ貸し付けるものです。 143 番、上早川地区、中川原新田地内の1筆2,814㎡については、労力不足のため、他の方へ貸し付けるものです。 144 番、上早川地区、砂場地内の6筆1,306㎡については、労力不足のため、休耕するものです。 145 番、能生谷地区、高倉地内の4筆6,805㎡については、労力不足のため、他の方へ貸し付けるものです。 以上で、報告を終わります。
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長	異議なしのご発言をいただきましたので、次に移ります。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。 日程第3＝付議事項 <議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。
林主査	説明いたします。6頁をご覧ください。 3022番、下早川地区、谷根地内の13筆2,222㎡については、所有権移転売買です。地図No. 1をご覧ください。申請地は市道谷根鳥越線の近く of 場所です。譲渡人は市外に転出予定で、申請地の管理ができないため、申請地に移住してくる譲受人に譲り渡したいというものです。 3023番、能生谷地区、西飛山地内の8筆4,104㎡については、所有権移転贈与です。地図No. 2をご覧ください。申請地は西飛山のバス停付近で農道カツボ池線の近く of 場所です。譲渡人は申請地での耕作が不便なため、申請地の近隣を耕作している譲受人に譲り渡したいというものです。 以上で説明を終わります。
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 伊藤主査	<議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。7頁をご覧ください。 4001番、能生谷地区、大王地内の1筆661㎡については、農家住宅敷地の転用です。地図No. 3をご覧ください。申請地は市道大王滝ノ

議長	下3号線沿いの場所です。申請人は、昨年の震災により自宅が被災し地盤が下がり危険なため、早急に再建したいことから申請するものです。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 伊藤主査	＜議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について＞ 議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。8頁をご覧ください。 5024番、今井地区、頭山地内の2筆342㎡については、住宅敷地の転用です。地図No.4をご覧ください。申請地は市道岩木頭山線沿いの場所です。譲受人は、申請地を譲り受けて住宅を新築したいというものです。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 林主査	＜議第4号 農用地利用集積計画案について＞ 議第4号 農用地利用集積計画案について、191件ございます。 このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当する案件が4件あります。近藤委員の退室を求めます。 〔近藤委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。 13ページ919番～921番は、梶屋敷地内の合計5筆3,549㎡について

議長	て更新となります。 14 ページ 924 番は、寺島 2 丁目地内の 5 筆 2, 670 m²について更新になります。 以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔近藤委員入室〕
林主査	次に橋立委員の退室を求めます。 〔橋立委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。
議長	20 ページ 937 番は、能生谷地区 高倉地内の 4 筆 6, 805 m²について規模拡大となります。 以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔橋立委員入室〕
林主査	次に恩田委員の退室を求めます。 〔恩田委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。 38 ページ 1023 番から 40 ページ 1036 番については、下早川・上早川地区 五十原・土塩・中野地内の合計 27 筆 28, 605 m²は、農地中間管理事業となります。 42 ページ 1047 番から 43 ページ 1053 番については、上早川地区 土

議長	塩地内の合計9筆7,820㎡は、農地中間管理事業となります。 以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は 原案のとおり承認することに決しました。 〔恩田委員入室〕
林主査	次に大島委員の退室を求めます。 〔大島委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。 24 ページ959 番は、下早川・上早川地区 五十原・中野地内の3筆 3,595 ㎡については、農地中間管理事業となります。 42 ページ1044 番～1046 番については、上早川地区 中野地内の合 計3筆2,399 ㎡は、農地中間管理事業となります。
議長	以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は 原案のとおり承認することに決しました。 〔大島委員入室〕
林主査	残りの案件を審議します。 事務局の説明を求めます。 先ほど説明させていただきましたものも含め、今月は件数が多いた め別紙参考資料をご覧ください。898 番から1,088 番までの191 件と なります。 規模拡大20件54筆55,625.74㎡、更新21件122筆64,079.49㎡、 農地中間管理事業150件366筆402,438.84㎡、合計191件542筆 522,144.07㎡となります。

議長	以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第5号 農用地利用集積等促進計画案について> 議第5号 農用地利用集積等促進計画案について5件ございます。 事務局の説明を求めます。
林主査	説明いたします。52頁をご覧ください。 23番下早川地区 あわら圃場の2筆7,764㎡について耕作者の変更を行うものです。 24番上早川地区 越地内の4筆2,147㎡について耕作者の変更を行うものです。 25番西海地区 栗倉地内の10筆8,768㎡について耕作者の変更を行うものです。 26番根知地区 東中地内の3筆5,921㎡について耕作者の変更を行うものです。 27番根知地区 東中地内の3筆5,938㎡について耕作者の変更を行うものです。 以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 日程第4＝その他 1 令和7年度糸魚川市農業委員会運営方針（案）について

議長 小島係長 議長	2 令和7年度最適化活動の目標設定等（案）について 3 農地利用状況調査に基づく非農地判断について 4 次回農業委員会定例会の日程について 事務局の説明を求めます。 説明いたします。次回の農業委員会のご案内です。 4月30日(水) 9時30分開会 市役所2階201・202会議室です。 他に意見、質問をお受けいたします。 他にないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。 以上
------------------------------	---